農地法による許可申請受付が切は毎月10日です

### 第44号

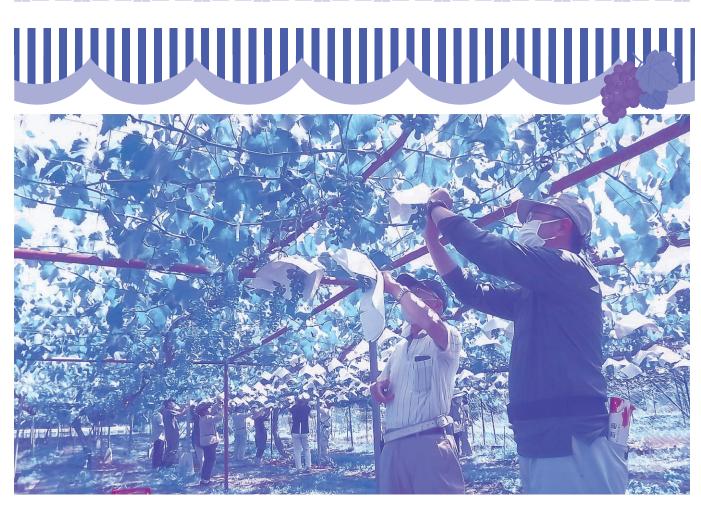
農政

(5)

(5)

昭和53年創刊号から通算第129号

令和 4 年 8 月 31 日発行 秩 父 市 農 業 委 員 会 秩父市熊木町 8 番 15 号 電 話 0494 (25) 5231 責 任 者 粂 東 男



荒川日野・ブドウの笠がけ (将門園のふれあい体験にて)

主な内容

● 委員地区担当者一覧 ・・・・・・・・・・・・・・ 2
<ul><li>農業委員会からのお知らせ・・・・・・・・・</li><li>3</li></ul>
● 農政課からのお知らせ、朝の光・・・・・・・・・ 4
• 朝の光、耕地の話題 ・・・・・・・・・ 5
<ul><li>農を詠む、知々夫の夜ばなし、編集後記・・・・・・・・ 6</li></ul>

### 地区担当者一覧

#### 農業委員

区域の名称	区域の範囲	担当農業委員	
区分けなし	全委員で秩父市内全域を担当します。	会長 粂 東男 会長職務代理者 長谷川 満 横田 友 長谷川 満 横田 友 委員 上井 克彦 加藤 勝市 委員 上井 克彦 加藤 陽市 空原 倍吉 彦久保利平 黒沢 昌治 青野 孝明 黒沢 昌治 長島 秀明 豊田 恵男	

#### 農地利用最適化推進委員

区域の名称	区域の範囲	担当推進委員
	日野田町一丁目、日野田町二丁目、野坂町一丁目、 野坂町二丁目、熊木町、上町一丁目、上町二丁目、 上町三丁目、中町、本町、宮側町、番場町、上野町、 東町、道生町、中村町一丁目、中村町二丁目、	吉川 稔
第1区域	中村町三丁目、中村町四丁目、近戸町、桜木町、金室町、 永田町、柳田町、阿保町、大畑町、滝の上町、上宮地町、 中宮地町、下宮地町、相生町、別所、久那、上影森、 下影森、浦山、大宮、和泉町	松澤 眞一
第2区域	· 寺尾、蒔田、田村	倉林 幸男
第 Z 区域	· 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	大久保 勝
第3区域	大野原、黒谷、山田、栃谷、定峰	田口 俊夫
<b>分3</b> 公場	八封原、黑台、山山、伽台、足嶂	小久保健司
第4区域	太田、伊古田、品沢、堀切、小柱、みどりが丘	齊藤  稔
第 4 <u>应</u> 以		富田 典孝
第5区域		新井明弘
	下吉田、吉田久長、吉田阿熊、上吉田、吉田石間、	木村 初枝
	吉田太田部	髙田 忠一
		新舟 文男
第6区域	大滝、中津川、三峰、荒川小野原、荒川上田野、	千島 初夫
	荒川久那、荒川白久、荒川贄川、荒川日野	木村 雄一

定の期間・規模を超える

# 農業委員会からのお知らせ

### 農地改良等には 届け出 (許可) が必要です!

改善を目的とした行為であり、 くは利用の増進といった農業経営の 農地転用許可の対象となっています。 ではありません る残土の処分を目的として行うもの  $\mathbb{H}$ 等」という。)を目的とした行為は、 行うための搬入路 農地改良等とは、 農地改良 【転換を含む。)及び農地改良を (土の搬入を伴うもので (以下「農地改良 農地の保全若し

を転用 比較的 当する軽微な事案は、 用する行為の一 許可の対象とするものです。 又は第5条の規定に基づく農地 月に渡り継続することから、この間 入等に伴い耕作不能な状態が複数 事着工前に必ず農業委員会へ 行為とみなし、 大規模な農地改良等は、 可不要事案として扱います 次のアからエの全てに該 環であると判断され 農地として利 農地法第4条 土の 転用

> 等完了報告書の提出が必要です。 農地改良等の面積が 0 0 0

m

未満であること

イ 以内であること 農地改良等の工事期 間 が 1 ケ 月

表土には農作物の生育 作土を確保すること。 適 た

ぼさないこと 地区全体の営農環境に影響を及

工

使用して農地改良等を行うことは認 められません。 また、 般廃棄物や産業廃棄物を

にする必要があります。 工事内容、 搬入土については、 土量等を明らか 発生場所、 発

さい 則として、 段差がないこと。 できる必要最小限の高さとしてくだ 13 ては、 農地改良完了後の仕上が 公道や周辺の農地と著し 必要性や作付計画で判 仕上がり面は、 り面に につ 原

として、 に素堀側溝を設置し 面 面 ンチメートルを上限とします。 の勾配は、 相当する幅でセットバックし、 より高くする場合は、 仕上がり面を隣接道路面及び隣地 面まで、 具体的には、 隣接道路 畑は隣接道路面 嵩上げの高さーに対す 水田 面 は畦 及び隣地との間 嵩上げ 被害防除策 畔 から が隣接道 の高さ 30 法

[書を提出する必要があります。

工事完了後には、

農地改良

必要があります 周辺の土地に影響を及ぼさ |離2の割合の勾配以下する

業委員会にご相談ください ないように十分配慮してください 農地改良を行う場合は、 事前に農

## 農地パトロール」を 実施します!

を図ることを目的としています。 0 地法で定められています。 ての農地の調査を行なうことが農 して農地の利用状況を把握するも 農業委員会では、 遊休農地 用の発見等、 荒廃農地の調査や 年1回、 農地の有効利用 現地を巡 市内す

農地利用最適化推進委員が農地内に とご協力をお願いします 立ち入ることがありますが、 利用 、状況調査にあたり、農業委員 ご理解

く旨の 農地をどのように使用していきたい ては、 農地所有者様等に対し、 休化していると思われる農地に対し でを予定しています。 協力をお願いします。 また、この調査の結果、 調査は令和4年9月から [があるのかを確認させていただ 後日、 通 知をお送りします。 利用意向調査として、 今後、 新しく遊 11 重 月 ねて

### 問い合わせ

吉田総合支所地域振興課 業委員会事務 (72) 6083 (25) 5231

★ (55) 0862
大滝総合支所地域振興課 総合支所地域 

## 農業者年金で安心 豊か な老後を

◎農業に従事する方の老後の安心 農業者の老後は 国民年金だけでは不安です~

役立ちます

### 国民年金 + 農業者年

◎こんな方が加入できます ②年間60 ③20歳以上60歳未満の ①国民年金第1 日以上農業に従 号被保 険

その 領ま ◎支払った保険料は全額社会保険 ◎保険料は月々2万円から。 政策支援 **積立方式**だから自分が掛けた年 節税になります。 控除となり、 いつでも変更できます。 は年金として生涯もらえます。 (保険 所得税や住民税等の 0 玉

金額

は

額

受けられます。 庫 補 助 が

お申 込みはお近 くの J A まで

# 農政課からのお知らせ

# 種苗法が改正されました

# 種苗法改正(令和2年12月) の概要

登録品種につい での栽培地域を制限できま 種苗の海外への持ち出しや国 (令和3年4月1日から) 7 育成者権者

旨 栽培地域の制限がある場合その (令和3年4月1日から 登録品種である旨」「輸出 ることが義務化されました。 を種苗の譲渡時などに表示 ゃ

※登録品種の種苗については、 登録品種の自家増殖に育成者権 和 条件をよく御確認くださ 4年4月1日から) の許諾が必要になります。(令 利

# |埼玉県登録品種の取扱い

海外持ち出し禁止です。

利用許諾契約などで栽培地域を クラメンを除く)。 県内に制限しています (茶、 シ

自家増殖は、 (茶は県内・県外生産者に) 許 許諾料は無償とします。 自家増殖の許諾手続きは (令和4年4月 県内生産者に限り 1 H

### 以降

県ホー )作物別や品種別の対応は左記 ムページに掲載していま

朝

の

農政課までご連絡ください ご不明な点がありましたら、 市

農業委員

# 【農林水産省】 種苗法の改正について



成立した。

農地関連法」

syubyouhou/index.html https://www.maff.go.jp/j/shokusan/

## (埼玉県) 種苗法改正に伴う 埼玉県の対応等について

したのである。

・感はあるが、

画期的な法律が成立

ている耕作放棄地を防止するには遅

部が改正され

日本全国で広がっ

くことを未然に防ぐ法律である。

高齢化・無後継

かしこの法律の目的である、

農用

地

保全・活性化を実現するには容易

ではないと思われる。

町



ールしているが、

https://www.pref.saitama.lg.jp, a0904/syubyouhou/index.html

我々農業委員は、

一たってしまう。

調

### 問い合わせ

農政課

(25) 5210

地域間交流の促進等に関する法律 農村漁村の活性化のための定住及び を持ち菜園・家畜等を営み生活の て生きて行く事を可能とする の一部として新たな農業従事者とし 減少の中で誰でも自分の田 農地関連法六法の一つで が参議院で五月二十日 洈 設樂 治男 (太田 る。 小面 して、 者から自然と耕作放棄地になって せ、 活性化を図ろうとしている。 この法律は、 が目立って拡大している事である。 が進み中間管理機構の制度等を利 見合う農地の大半は、 広く大型機械が導入でき、 ていることにより、 で漏れた小面積の田 秩父地域の農業は太田 しかし、 農地の所有権等を厳しく制限 |積農地まで農振法の網をかぶ 農業経営継続が可能と思わ ここに光を当てて地 問題は土地改良区計

畑の耕作放棄地

画 n

現状は

土地改良工

事 用

等

人口

ようと提案しているのが今回のこの が狭く田畑の草刈等の保全作業にな 高齢化・後継者がいない等で耕作地 れるのか解決できない課題に突き 化していく姿は止めようがない 我々農業委員・農業推進委員 やがて耕作放棄地から山林・原 「農地を守る」を合言葉にパ どうしたら農地を この課題を解 農業の担い手の は 等に依頼したが進まないのでどうに になるが、 く用意してあった。 転・移住補助金等の支援内容が手厚 空家バンク条例で農地の所有権 から山村に農業従事者として移住 た家族の例を挙げる。この町では の空家バンク条例を利用して、 たところ、 「人の空家の所有者から二年近く前 して欲しいとの依頼があった。 私が行政書士として数年前ある 行政・ バンク適用外となって 不動産屋・士業者 県南に移転した

業委員 用が が多数あ 移 て打合せした事により 業者・お寺等と頻繁に関係者を交え かったことが原因であった。 業者の数 、る周 転と同時に空家バンク契約 住民 は横の ~土地 ズに成立した。 産 の協力があって農地所有権の 屋 の活 (地法4条の違反・水利 々の申請 のOJT・低価格取引から 元の農業委員・町役場・周 関係者との結びつきが薄 価格を上回るなどの問題点 地元の農地に精通した農 所有者・購入者・不動産 動が消 地 問題解決が進まない ・登記及び調査費 極的であ 解決に至っ 対策と が 地 権 士 ス

あった。 も増加している。 から地方 TTが発表した、 在宅勤務を常態化している企業 い出勤 コ への移住が進んでいる。 ロナのまん延で生活安全 は 出 張 驚いたのは、 扱 職場は自宅で会 と の 報道で ま

秩父地方は の ていてよく仲間 ー等を利用すれば素晴らしい移 で農作物を作り動物を飼 厂を聞 私は長く県南 都 心から近くレッド から広々した土 かし 現農地 心で

> 法律改正で可能となっ るべきでしょう。 法 では 困難 位であっ が今 口 B 0

業委員 これからの農業委員 映されると思われる。 農業委員会活動記録がこの計画に反 0 で求められている。 村 している農業委員・農業推進委員 役目・責任は大きくなったと思う。 の活性化・定住等の計画作りに農 め県・市 の法律に基づく理想を実現する ・農業推進委員の意見が法律 が作成するその地域 直接、 ·農業推進委員 したがって、 農家と接 0 山

### 耕 地 の 話 題

### 珊 利 用最適化推進委員 村 雄 (荒川 (白久)

ぐりは青々とした畑が続き、 はそんな中の に数軒の民家が点在してる。 家 から 歩外へ 軒である。 出てみると家のめ その中 が家

ŋ あ Ш 0 る 付 幅となって流れ始めたところであ 岩 近の Ш の間をすり抜け、 土とともに大きな岩等も 帯 砂 は、 が形成され が 昔、 堆 積して、 荒川 ようやく広い の水が大滝 たところで 今の 我が 堆

> が、 L れた土地である ようやく耕作ができるまでにしてく 先人たちが苦労に苦労を重 作には 不向きな土 地であっ ね

る。 わっているにすぎない ているのは作物ではなく、 程度であり、 しかし今、その土地に青々と茂つ 耕作している畑は全体の四分の わずか数名の者が携 雑草であ

年生の頃だったと思う。 農作業に関係したのは小学校四、五 親の姿が偉大に見えたのを今でも覚 業器具があり、 私も今年で七十歳になるが、 スキ、 クワ、 それを使いこなす父 ムグリといった農 あの頃 私が にはま

がみられる一方、 良や技術の進歩など驚くほどの改良 なってきている。 が増え続けているのも現実であり、 で便利になるとともに農地の整備改 |地区においても他 あれから六十年、 若い人の農業離れ 今は機械化 人事ではなく も進

者が五十六歳であ ない現 7 の先の姿 であることと併 農業に携 状を考えると農業に対 が見えてくるような わって、 ŋ せ 次いで私の いる最 後を継ぐ

> かと思う が遊休化してしまわないように保 管理をして 益 の少ない現状を考えると、 作物を作っ ゆくことが必要ではな ても鳥 により 全 地

らと思 員として少しでも農業従事者の に立てるよう活動を継続してい 作放 これからも農地 棄地 の減少を願 の 有効 的 つ な利用 け お 役 進 لح



## (訂正とお詫び)

でお詫 題 5 訂 ちぶ第43号7ペ 箇 2022年1月 におい 一所がございました。 正させて び申 て、 し上げます いただくととも 記事 1 ジの の内容に H 付 左記 発 耕 行 地の に謹 一部 の農 政 訂 和

正 るチャ 1 0 0 0 0 ンスがあ 0 0 0 ク 素 ラ 材 が が あ 生 n ま ば n

誤 チ 1 ヤンスが 0 0 0 0 ク 0 あ ラ 素 フト 材 が が あ ま れ れ ば る

秩父地域のような中

-山間地:

域

0

農

百な

藷も

代る

### 農 を 詠 む

### 関口 良子 註

荒川

歴

史

是話会

新

井

充

コ

 $\dot{o}$ 

コ

口

ナまん延

の中、

委員会は

皆様に原稿を寄せて

ただき

ました。

政ちちぶ第44

号

の発行にあたり

木

村

枝

経きの は じまつてるる学習 Ł 野 町 関 口 習田田

け る日本海 (木町) の塩をい 前原元 郎

梅ぁ

を 塗るか 蛙が のこゑに励まさ 高 篠 強 谷 n 幸 雄

畔が

枚氧 のい 棚な 田だ 揃る ٤, 田植だ 村 軍 司

馬が の鈴薯の掘りに (荒 か け あ 逸見 h 通お り毒素

新し

代掻きの 予お L 棚田田 町 入り林 林 日の満み敏 子

の香をまとひ来る草 高 ○草刈女 武藤 圭 圭子

十薬りや

の 乱 れを直し 東 棚田守る 石澤 藍子

浮きなえ

7 父 人祖伝来 のは 畑け 新 守る 井 庄 太 郎

まだき棚 田だ にひびく時 宮 浅 見 昭 文

朝き

### 知 ク 夫 の の悪疫退散 夜 ば な

神仏 り込むことによって病に罹ると考え狐等が体内に取り憑いたり、家に入未発達の中、人々は疫病神や悪鬼、 祓いに願いを託した。以下、除災儀病魔に対するありとあらゆる禦ぎや 本人は、 とは急性 染症等々である。 れてきた。 いた。 の数々を列挙してみる。 で、人々は疫病に罹らない 悪疫とは悪性の疫病を云 の呪力、霊力、験力等にす 麻疹 スペイン風 医術や薬が頼りにならない 一の感染症を云う。 (はしか)、 疱瘡 々な疫病の流 (天然痘)、労咳 釈 江戸時: 狐狼狸 新型コロナ感 行に見 代 古来、 ために、 (コレ がり、 疫病 舞 わ H

①民俗行事

礼

② 仏 事 疱瘡神社・薬師堂等に大坂神社、牛頭天王社( ③社寺へ参拝・祈 ジャランポン祭、 獅 子 舞、 大般若会等 節分、 願 祇園祭、 虫 送 り等 祇 Ш 瀬 信 仰 祭

魔 除け ツデの葉 門守を掲げ 御 札等

#### 安政 五年 の 7 V ラ

ら「狐狼狸」

くことによって 四十五 と呼ばれた。 イン風 リ」、「二日コ たコレラであ め内に では全国で三万人余りであ れている。 中だけで死者数三万人以上とも 口 H ナ 本の疫病流 万人以 邪 大正年 死ぬ場合が多く、 感染症 幕末の安政五年に流行 因みに、 ロリ」、 等とも呼ばれた。 て発病するという噂 後には、 上と云われているスペ 蕳 に 行史上、 匹 罹患すると三日 国 |敵する疫 「即死之病」 内だけ 今回の 狐等が取り付 三日 令和 気病と云 で死者 る。 コ 0 支が江 新型 口 コ 等 かか ナ

### 三峯 神 社 の 御神 大,

よろしくお願いいたします

今後とも委員会活

動

の支援

0

程

い手として現れ

れる事に

期 々 あ

れますが、

意欲

0

のある方 数多く

禍 わ 市

峯神社! ある狼 以降、 8 社 ハ々が て 管内に入り込んだ あ 旭 5 四の登山 万番を突破 種の 日には御 駿 日鑑によると、 眷 10 (山犬) 是を駆除 河 属である御神犬であ る手立てを尽くし 狐狼狸を発 たのが武州秩父郡三 伊豆 . 者が急増しており、 眷属 が最適だと考えた するのには天敵 したとい 甲斐から 「くだ狐」 (貸出) 安政五年 症させる 数 の御眷 る。 た 室 0 が 後、 初 月 葙

編

集

後

記

多く 待をしております ると思わ 業委員会を取り巻く問題は 足そして異常気象、 研修や農地 ました 担 新型 りがとうござい 農業従事者 体制となり、

利

用

調

調査等の)

活動を実

制限を受けながらも

の高齢

化

担

61

手

0

不

害獣

被害等々農

### 秩父市 農業委 員 公会広 報 部 会

副部 委 委 部 会 会長 員 員 長

初枝

稔

新 小久保健 田 恭 司 司

